

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律要綱

## 第一 選挙の期日に関する事項

一 平成二十三年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法第三十四条の二の規定（以下「九十日特例の規定」という。）により行う場合を除き、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙にあつては同年四月十日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあつては同月二十四日とすること。（第一条第一項関係）

二 平成二十三年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、それぞれ一に掲げる期日とすることができるものとする。

この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、都道府県又は指定都市の選挙管理委員会にあつては同年一月九日までに、指定都市以外の市、町村及び特別区の選挙管理委員会にあつては同月二十三日までにその旨を告示しなければならないものとする。 （第一条第二項関係）

三 統一地方選挙として任期満了による選挙を予定していた地方公共団体の議会の議員又は長について、

任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法の規定により当該選挙を行うべき期間が平成二十三年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が第二の1から5までに掲げる日の前五日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、それぞれ一に掲げる期日とすること。（第一条第三項関係）

四 統一地方選挙として任期満了による選挙を予定していなかった地方公共団体の議会の議員又は長（九  
十日特例の規定を適用する旨の告示がされているものを除く。）について、選挙を行うべき事由が生じた場合（市町村の設置による選挙の場合を除く。）において、公職選挙法の規定により当該選挙を行うべき期間が平成二十三年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が第二の1から5までに掲げる日の前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、それぞれ一に掲げる期日とすること。（第一条第四項関係）

## 第二 選挙期日の告示に関する事項

第一により行われる選挙の期日を告示する日をそれぞれ次のとおりとすること。（第二条関係）

1 都道府県知事選挙にあつては、平成二十三年三月二十四日

2 指定都市の長の選挙にあつては、平成二十三年三月二十七日

3 都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、平成二十三年四月一日

4 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあつては、平成二十三年四月十七日

5 町村の議会の議員及び長の選挙にあつては、平成二十三年四月十九日

第三 九十日特例の規定の取扱いに関する事項

九十日特例の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも平成二十三年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合には、適用しないものとする。

(第三条関係)

第四 同時選挙に関する事項

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、都道府県、市町村及び特別区の選挙ごとにそれぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定による同時選挙とするものとし、指定都市の選挙と当該指定都市の区域を包括する都道府県の選挙については、同条第二項の規定による同時選挙とするものとする。

(第四条第一項及び第二項関係)

## 第五 重複立候補の禁止に関する事項

第一により平成二十三年四月十日に行われる選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の全部又は一部を含む区域において第一により同月二十四日に行われる選挙又は同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることができないものとする。 （第五条第一項関係）

## 第六 寄附等の禁止に関する事項

一 第一の一又は二により行われる選挙についての寄附等の禁止の期間は、それぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とするものとする。 （第六条関係）

二 一については、平成二十三年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙又は九十日特例の規定を適用することができる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙のうち特定のものについては適用しないものとする。 （第七条関係）

## 第七 その他

一 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。

(第八条関係)

二 この法律は、公布の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

三 第一により行われる選挙により選挙すべき地方公共団体の議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数を定めるに当たり、平成二十三年一月一日までに平成二十二年の国勢調査の結果による人口が官報で公示されるに至らなかった場合には、当該地方公共団体の条例の定めるところにより、官報で公示された平成十七年の国勢調査の結果による人口によることができるものとする。 (附則第二条第一項関係)